

平成29年2月1日から

各種証明書のコンビニ交付サービスを開始します



全国のコンビニ(一部を除く)で各種証明書を取得できるサービスを開始します。

全国約5万店舗のコンビニなどで、休日や夜間など市役所が開庁していないときでも、各種証明書を取得できます。

利用開始予定日 平成29年2月1日(水)

利用時間 6:30~23:00(12月29日~1月3日
およびメンテナンス時を除く)



コンビニで証明書を取得するには？

コンビニ交付を利用するための4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明書)を登録したマイナンバーカードが必要です。

※住基カード、印鑑登録証、市民カードは、コンビニ交付では利用できませんのでご注意ください。



コンビニで取得できる証明書は？

◎住民票

ただし、市外に転出された方、亡くなった方の住民票は取得できません。

◎印鑑登録証明書

◎戸籍謄本、抄本

ただし、本籍地が本市の方のみ取得でき、除籍・改製原戸籍などは取得できません。

◎課税・非課税(所得)証明書

現年度分のみで、証明書の属する年の1月1日に本市に住民登録がある方のみ取得できます。



こんなに便利になります

市役所が閉まっている時間や旅行先でも、全国の加盟コンビニなどで証明書が取得できます。



利用できるコンビニエンスストア

セブンイレブン、ローソン、ミニストップ、サークルKサンクス、ファミリーマートなどの全国約5万店舗のコンビニなどの店舗

マイナンバーカードの申し込みについて



平成27年11月ころからご自宅に届いている通知カードに同封されていたパンフレットをご覧ください。

なお、マイナンバーカードは、交付申請から受け取りまで、約1カ月かかる見込みです。余裕を持って申請してください。

注意事項

証明書自動交付機について

コンビニ交付の開始に伴い、本庁舎正面玄関前の証明書自動交付機は、今後利用できなくなる予定です。

コンビニ交付開始後には、これまで証明書自動交付機で取得いただいていた証明書は、マイナンバーカードを利用すると、コンビニで取得できます。

これまで、印鑑登録証、市民カード、住基カードで証明書自動交付機をご利用の方にもコンビニ交付利用への切り替えをおすすめします。

印鑑証明書取得について

印鑑証明書を取得する場合、コンビニでは「マイナンバーカード」、市役所では「印鑑登録証」が必要です。

ただし、印鑑登録証をマイナンバーカードにまとめれば、マイナンバーカードだけでどこでも証明書を取得できます。

問 市民安全課窓口係 ☎355-6494